防犯カメラの 設置及び運用に関する ガイドライン

平成28年3月 **那 須 町**

目 次

第	1	1	t	じ	め	に	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
1	-	ガィ	1	ド	ラ	1	ン	策	定	の	目	的	•				•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2
2	7	ガィ	1	ド	ラ	1	ン	の	対	象	ځ	な	る	防	犯	カ	メ	ラ	•	•		•	•	•	•	•	•	2
3	[仿	(C :	力	メ	ラ	で	撮	影	さ	れ	た	個	人	の	画	像	の	性	格	•	•	•	•	•	•	•	2
第2	2	3	坊?	犯	カ	メ	ラ	の	設	置	及	び	運	用	に	当	た	つ	て	配	慮	す	べ	き	事	項	•	3
1	Ī	设记	置	目	的	の	設	定	لح	目	的	外	利	用	の	禁	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2	Ī	设记	置:	場	所	•	撮	影	範	进	•	照	明	設	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	[妨	(C :	力	メ	ラ	を	設	置	し	て	い	る	こ	لح	の	表	示	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4	Í	音	里:	責	任	者	の	指	定	•	操	作	取	扱	者	の	指	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
5	ŧ	最景	影	5	れ	た	画	像	の	適	正	な	管	理		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	3
6	ŧ	最易	影	さ	れ	た	画	像	の	提	供	の	制	限		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	4
7	[坊	亿:	力	メ	ラ	の	機	能	•	保	守	点	検	•	見	直	し	等	•	•	•	•	•	•	•	•	4
8	ī	苦帽	青	等	^	の	対	応	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
9	ŕ	音	里	•	運	用	規	定	の	策	定	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
1 ()	1	業	務	の	委	託	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
防犭	C :	力 <i>i</i>	γ.	ラ	管	理	運	用	規	定	の	作	成	例				•		•		•	•	•	•	•	•	6

第1 はじめに

1 ガイドライン策定の目的

近年、防犯カメラは、犯人の特定や犯罪・事故を未然に防止する等の幅広い効果から、広く有効に活用されています。しかし、防犯カメラを設置する目的や場所等を配慮 しなければ、個人のプライバシーを侵害する恐れがあります。

そのため、町では、プライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラの設置者が防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう、設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

次の3つの要件すべてを満たすカメラ設備をこのガイドラインの対象としています。

- ① 不特定多数の者が出入りする施設や場所を撮影するカメラ (公共施設、道路、駐車(輪)場、商業施設、駅、金融機関、スポーツ・レジャー施設、宿泊施設等)
- ② 犯罪の防止を目的に設置されたカメラ (犯罪の防止を副次的目的とする場合も含む)
- ③ 録画装置 (ビデオ、DVDレコーダー等) を備えるカメラ

3 防犯カメラで撮影された個人の画像の性格

防犯カメラで撮影された画像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に 該当します。

防犯カメラの設置者は、このガイドラインのほか、設置者ごとに法律や条例で定められている個人情報保護制度により個人情報を取り扱うことになります。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

防犯カメラの設置者は、次の事項に配慮し、防犯カメラの設置、利用及び画像の取扱い等を適正に行うものとします。

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこととします。

2 設置場所、撮影範囲、照明設備

防犯カメラで撮影された画像は、その取り扱いによってプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。

そこで、犯罪防止効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所を定めることとします。

なお、防犯カメラで撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するために必要となる照度を確保することとします。

3 防犯カメラを設置していることの表示

犯罪防止効果を高めるとともに、プライバシーの保護を図るため、誰にでもわかるように、撮影対象区域内、または付近の見やすい場所に防犯カメラを設置していること及び設置者(施設名)の名称を表示することとします。



4 管理責任者の指定、操作取扱者の指定

防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定することとします。 管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定して機器 の操作等を行わせます。

5 撮影された画像の適正な管理

① モニターや録画装置、記録媒体がある場所への許可した者以外の立入禁止、施錠など、施設の状況に応じて情報漏えい防止措置を講じることとします。

- ② 記録した画像の不必要な複写や加工はしないこと。また、ビデオテープ、DVD等の記録媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出し、転送は禁止することとします。
- ③ 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間(目安として概ね1箇月)とします。ただし、犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとします。
- ④ 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去をすることとします。
- ⑤ 記録媒体を廃棄するときは、破砕または復元できない完全な消去等を行い、画像が 読み取れない状態にすることとします。また、廃棄の日時、方法等を記録しておくこ ととします。
- ⑥ パソコンで画像を取り扱う場合には、コンピュータウイルス対策等の措置を十分に 行うとともに、インターネット等外部への情報漏えい防止措置を講じることとしま す。
- ⑦ カメラをインターネットに接続する場合は、不正アクセスを防止するため、当該カメラにパスワードを設定し、定期的に変更することとします。

6 撮影された画像の提供の制限

町民や来町者のプライバシー保護のため、画像を第三者へ閲覧させ、または提供する ことを禁止します。ただし、次の場合は提供できるものとします。

① 法令に基づく場合

裁判所が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項)、弁護士会からの照会(弁護士法第23条の2第2項)に基づく場合など

- ② 人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合 合(行方不明者の安否確認や、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など)
- ③ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合 (警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査など)

画像を第三者へ閲覧、または提供する場合は、提供の必要性を十分検討する必要があります。その際、要請者から身分証明書等の提示を求めるなど、身元確認を行います。

また、画像を提供した時は、提供日時、提供先、提供理由、画像の内容等を記録しておきます。

7 防犯カメラの機能、保守点検、見直し等

防犯カメラの機能、保守点検・見直し等防犯カメラの設置に当たっては、設置目的や 利用形態に適合した機能を持つ防犯カメラを選択することとします。 また、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて機器の更新を行うこととします。あわせて、設置場所や撮影範囲の適切性などの見直しを行うこととします。

8 苦情等への対応

防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応するものとします。

9 管理・運用規程の策定

このガイドラインに基づき、防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、利用目的や 利用形態に合わせた管理・運用規程を定めることとします。 (次項「作成例」を参照)

10 業務の委託

防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底するものとします。

防犯カメラ管理・運用規程の作成例(店舗など、施設に設置する場合)

(趣旨)

第1条 この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、○○(以下「甲」とする。)が△△施設に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置及び運用を図るものとする。

(設置目的)

第2条 防犯カメラは、 \triangle \triangle 施設における犯罪防止及び事故防止のために設置するものとする。

(管理責任者等)

- 第3条 ○○は、防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとし、 □□□□もって充てる。
- 2 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとし、操作 取扱者は、管理責任者が指定した者とする。

(設置場所等)

- 第4条 防犯カメラの設置場所及び台数について、別紙のとおりとする。
- 2 ○○は、防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した 表示板を掲示するものとする。また、表示板には、設置者名(施設名)を記載するもの とする。

(画像の管理)

- 第5条 録画装置の保存場所は、●●とし、記録媒体は保管庫に施錠して保管するものとし、原則として、画像の外部への持ち出し、転送を禁止する。
- 2 保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入る ことができないものとする。
- 3 記録媒体の保存期間は、○箇月とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保存期間を延長することができる。
- 4 保存期間を経過した画像は、重ね撮り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。
- 5 記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認 の上、廃棄する。

(画像の利用及び提供の制限)

- 第6条 記録された画像は、原則として設置目的以外に利用しないものとする。ただ し、各号に掲げるものは除くものとする。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

- (3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
- 2 画像の提供を行う時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

(保守点検)

第7条 ○○は、防犯カメラの機能維持のため、○箇月ごとに保守点検を行うものとする。

(苦情等の処理)

第8条 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

附則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。